

医療情報取得加算および 医療DX推進体制整備加算 について

当院は、『医療情報取得加算(下表参照)』、『医療DX推進体制整備加算(初診時月に1回8点)』を算定しています。

当院は、オンライン資格確認（マイナ保険証による資格確認）を行う体制を有しています。

マイナ保険証の利用や医療DXを通じて、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報など、必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努める体制を評価するものです。

受診の際は、正確な診療情報を取得、活用するためにもマイナンバーカードの積極的なご利用にご理解とご協力をお願いします。

マイナ保険証を利用することで、限度額適用認定証の申請をする必要が無く、窓口で限度額以上の支払いは不要となります。

医療情報取得加算点数について（令和6年6月～）

マイナ保険証による診療情報取得に同意した場合		マイナ保険証による診療情報取得に同意しなかった場合	
初診時(月に1回)	1点	初診時(月に1回)	3点
再診時(3か月に1回)	1点	再診時(3か月に1回)	2点